

経営理念

- 一、事務所は、中小企業経営の健全な発展と多面的な要求の実現をめざします。
- 一、事務所は、納税者の権利擁護と、税制・税務行政の民主化の運動をすすめます。
- 一、事務所は、所員が学問の成果に学び専門的知識を身につけることをめざします。
- 一、事務所は、所員が、文化的で豊かな生活を営む拠点となることをめざします。
- 一、事務所は、以上の課題を実現するため多くの人々との協力をひろげます。

# 大阪総合会計ニュース

第5号 2020年1月1日  
 発行  
 大阪総合会計事務所  
 大阪市中央区高麗橋2丁目2番7号 東栄ビル3階  
 TEL. 06(6202)9251  
 news@z-osk.jp  
 発行人 竹内克謹



謹賀新年



## 北浜の歴史シリーズ第5回 明治8年大阪会議と五代友厚

北浜に今も残る天保年間創業の老舗料亭「花外楼本店」があります。この料亭で、大久保利通、木戸孝允、板垣退助、伊藤博文、井上馨らが1カ月以上にわたって会談を重ねました。当時、強力、急速に近代化をすすめる大久保に対しては、士族だけでなく、政府要人も反発し、木戸、板垣は下野していました。大久保は同じ薩摩藩出身で、大阪で実業家として活躍していた五代友厚を調整役として使い、木戸と板垣を政府に復帰させ、木戸の大久保批判を抑え、板垣の立憲政治導入の要求などを認める交渉をさせ、成功します。(写真 大阪証券取引所ビル前に立つ五代友厚銅像)

### 消費税の増税で中小零細企業は大混乱 — 来るべき総選挙で消費税減税の声を —

所長 竹内 克よし 謹なり

新年あけましておめでとうございます。

昨年10月、二度の延期を経て消費税の増税が行われました。消費税の二桁化が初めて政府税制調査会の答申に盛り込まれたのは2003年のことでした。以来16年間、幾たびかの国政選挙の度に消費税の増税が争点となり、国民の増税反対の世論もあって簡単には増税を許しませんでした。ついに二桁の10%に引き上げられました。1990年、「薄く、広く国民に負担を求めろ」と導入された消費税ですが、さすがに10%となると家計に占める消費税の負担は相当重いと云わざるを得ません。今回の消費税の増税、「イートイン脱税」という新語も生まれるなど、増税と抱き合わせて食糧品をはじめとした「軽減税率」なるものが導入され、初めて複数税率を経験することとなりました。その上、物価の上昇に対応するために「ポイント還元制度」という複雑な仕組みを導入したと相まって、実際に申告、納税実務を行う中小零細企業の現場では、大混乱が起っています。同じ食料品を販売しても、一部を飼料として販売すれば10%、リベートだけ受け取る取引であればこれも10%などなど。その他、細かいことまで言えば、得意先に手土産にお菓子を買って持参すればこれは軽減税率の8%など、税率区分の誤りは枚挙にいとまがありません。それらを再度チェックして一つ一つ修正しなければ、正しい申告ができないのです。これらはすべて、申告納税を行う事業者の負担です。

昨年の参議院選挙では野党は、「消費税率の引き上げ中止」「所得、資産、法人の各分野における総合的な税制の公平化を図る」ことを共通政策としてたたかいました。増税が強行された下で、この共闘をさらに発展させ、共通政策に「消費税の減税」を盛り込ませるよう働きかけていくことが重要な課題となっています。

# 今年個人所得税課税が大きく変わります

大瀬 貴土

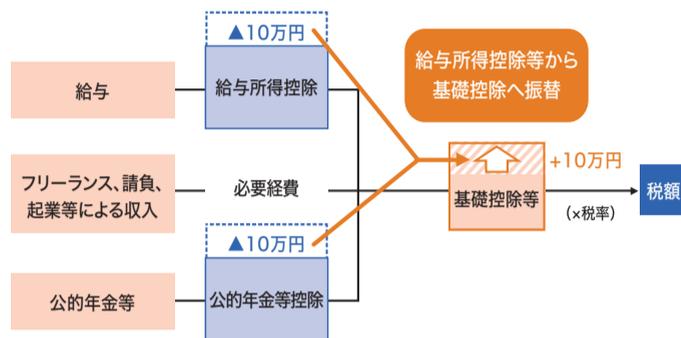


平成30年度税制改正において、「働き方改革」を後押しする観点から、個人所得課税の大幅な見直しが行われました。今回の見直しは、個人の税負担に直結するものであり、世間でも大変関心の高い内容となっています。紙幅の関係上、令和2年1月1日以後に適用される改正事項の中から、関与先の皆さまに関係のあるものを一部抜粋し簡単にご紹介いたします。

## 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除へ振替

近年、経済社会の構造が著しく変化する中で、フリーランス等の働き方が多様化しています。これを踏まえ、特定の収入にのみ適用される給与所得控除や公的年金等控除から、納税者一律に適用される基礎控除に負担調整の比重を移し、控除額のバランスをとることが必要であると考えられ、次のような見直しがなされました。

## 基礎控除の見直し



※給与所得と年金所得の双方を有する方については、片方に係る控除のみが減額されます。

基礎控除とは、これまで全ての人が適用される所得控除でしたが、今回10万円の引き上げが行われ、一部の高所得者については税負担の軽減効果がなくなりました。図表①のと

おり、合計所得金額2,400万円を超える人から段階的に減額され、2,500万円超では基礎控除の適用ができなくなりました。

合計所得金額	基礎控除額	
	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円 (所得制限なし)	48万円
2,400万円超2,450万円以下		32万円
2,450万円超2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円

## 給与所得控除の見直し

給与所得控除とは、サラリーマン等の給与所得者の所得計算上用いられる「概算経費」のことです。この控除額が10万円引き下げられました。また、これまでは給与収入が1,000万円を超える人でも上限220万円の控除が受けられていたのに対し、改正後は給与収入が850万円超で195万円の控除が上限となります。

基礎控除の引き上げと併せて

考えると、給与収入850万円以下の人にとっては実質的に何も影響はありません。しかし、給与収入850万円超の人は(所得金額調整控除の対象となるものは除く)、税負担が増加するということになります。

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162.5万円以下	65万円	55万円
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%	収入金額×40%-10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%+18万円	収入金額×30%+8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%+54万円	収入金額×20%+44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%+120万円	収入金額×10%+110万円
850万円超1,000万円以下		195万円(上限額)
1,000万円超	220万円(上限額)	

## 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除とは、公的年金所得者にとっての所得税計算上用いられる「概算経費」のことです。こちらも給

## 所得金額調整控除等の創設

先に記したとおり、給与収

与所得控除と同様に10万円の引き下げが行われました。これまで年金以外の所得がいくら高くても、年金のみで暮らす者と同じ額の控除が受けられる仕組みとなっていました。しかし、新たに図表②のように、公的年金等控除額の上限が定められ、さらには公的年金等以外の所得がある高所得者に対する控除額の減額もなされました。

先にも記したとおり、給与収

とりました。

受給者区分	公的年金等の収入金額(A)	改正前	改正後		
			公的年金に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			区分なし	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下
65歳以上	330万円以下	120万円	110万円	100万円	90万円
	330万円超410万円以下	(A)×25%+37.5万円	(A)×25%+27.5万円	(A)×25%+17.5万円	(A)×25%+7.5万円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+78.5万円	(A)×15%+68.5万円	(A)×15%+58.5万円	(A)×15%+48.5万円
	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+155.5万円	(A)×5%+145.5万円	(A)×5%+135.5万円	(A)×5%+125.5万円
	1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円
65歳未満	130万円以下	70万円	60万円	50万円	40万円
	130万円超410万円以下	(A)×25%+37.5万円	(A)×25%+27.5万円	(A)×25%+17.5万円	(A)×25%+7.5万円
	410万円超770万円以下	(A)×15%+78.5万円	(A)×15%+68.5万円	(A)×15%+58.5万円	(A)×15%+48.5万円
	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+155.5万円	(A)×5%+145.5万円	(A)×5%+135.5万円	(A)×5%+125.5万円
	1,000万円超		195.5万円	185.5万円	175.5万円

図表②

尚、この制度は年末調整で適用することができ、「所得金額調整控除申告書」の提出が要件となり、今年の年末調整実務で対応が必要となります。

### 青色申告特別控除の見直し

青色申告特別控除とは、税務署長の承認を受けた青色申告者が、事業所得（または事業的規模の不動産所得）金額から10万円または65万円の控除が受けられるという制度です。

改正前、65万円の控除を受けるためには一定の要件を満たすことが必要でした。

#### （一定の要件）

- 正規の簿記の原則で記帳（複式簿記）
- 確定申告書に貸借対照表および損益計算書の添付
- 期限内に申告

改正後は、この控除額が原則55万円に引き下げられ、次の追加要件のどちらかを満たした場合、引き続き65万円の控除が受けられることとなりました。

#### （追加要件）

- e・Taxによる申告（電子申告）
- 電子帳簿保存

尚、上記の要件を満たさない場合は、10万円の控除となります。

したがって、今回の改正で図表③のとおり、合計所得金額が2,400万円以下の青

改正前（令和元年分申告まで）				改正後（令和2年分申告以後）			
控除額			要件	控除額			要件
青色控除	基礎控除	合計	記載方法 申告方法	青色控除	基礎控除	合計	記載方法 申告方法
65万円	38万円	103万円	(1)正規の簿記の原則で記帳（複式簿記） (2)貸借対照表と損益計算書を添付 (3)期限内申告	65万円	48万円	113万円	【改正前の「65万円控除」の要件】 + e-Taxによる電子申告 又は 電子帳簿保存
55万円	48万円	103万円		55万円	48万円	103万円	【改正前の「65万円控除」の要件】
10万円	38万円	48万円	簡易な記帳	10万円	48万円	58万円	【改正前の「10万円控除」の要件】

（図表③）

色申告者で、従来から10万円の控除を受けているもの、または追加要件を満たして65万円の控除を受けられるものについては、基礎控除の引き上げと併せると税負担が軽減されることとなりました。

今回の改正では、一部の基礎控除は引き上げられたものの、給与所得控除、公的年金等控除は引き下げられていま

す。これらの控除の引き下げは、高所得者に対する負担調整を名目としていますが、生活費には税金をかけないという「生活費非課税の原則」に逆行するものと言わざるを得ません。具体的には今年の年末調整や来年（令和3年）3月の確定申告のときの計算に使われます。しかし、個人所得税と法人税の負担割合などを考慮して役員報酬を決めている方は早速計算が必要と思いますのでご検討ください。

※参考資料：財務省・国税庁HPより

## 事業承継と税金

### 事業承継とは

中小企業の多くの経営者が、自分の会社を次の世代に継承させたいと考えていらっしゃることでしよう。事業承継というのは要するに子供などにあとを継がせることです。3つの内容があります。

- ① 後継ぎを決め、その方に会社の経営権を引継がせませす。
- ② 会社の資産、事業資金や不

動産などを引き継がせませす。

③ 会社の経営ノウハウや特殊技術、組織の運営などを引き継がせませす

### 事業承継にかかる税金

事業承継をするためには、会社の株式や不動産などを後継者に譲渡しなければなりません。これには必ず税金問題が生じます。財産や株式の売買は所得税、贈与なら贈与税、先代が亡くなったなら相続税がかかります。

#### ① 株式売却

会社の株式を取得したときよりも、高い金額で後継者に売れば、所得税が課税されます。株式の時価を無視して安い価額で売れば贈与税が課税されます。株式の時価は原則、財産評価基本通達に基づく計算になります。

#### ② タダで渡す

後継ぎが親族だということ、会社の株式をタダ（無償）で渡してしまうと、もらった後継ぎには贈与税が課税されます。贈与税は、時価でもらったものとみなして、110万円の基礎控除を控除したのちの金額を基に超過累進税率により課税されます。高い税率になり、まさに「タダより高いものはなし」です。

#### ③ 相続税

会社の株式や不動産を先代がそのまま所有したまま亡くなると、相続人である後継者には相続税がかかります。こ

のときの値段も財産評価基本通達に基づく計算になります。特に会社の株価は先代の長年の努力で会社に利益が溜まり、莫大な金額になることがあります。

### 売買、贈与、相続のどれが得か？

その会社の財産額や、先代の個人資産、相続人の数、不動産の時価など総合的に調べて試算をしなければわかりません。ただ、事業承継は、会社の株式評価が一番問題になりますので、この対策が大切です。

### 自社株の評価を下げる

#### ① 先代に退職金を払う

退職金は、先代の長年の功労に対する報奨という意味があるので、税金が少なくなるような仕組みになっています。退職所得控除という控除があり、これを控除したのちの金額を、さらに二分の一として、そこから税金を計算します。役員退職金はかなりの額を取りますので、それだけ資産が減り、株価も下がるといいうわけです。

#### ② 資産の売却をする

会社が、バブル期に買った高い土地や不動産を持っているならば、これを時価で売

#### ③ 不良債権があるなら処分する

回収の見込みがないような

売掛金は貸倒処理をして、資産からはずします。

### 事業承継時の優遇税制

#### ① みなし配当特例

株式をその発行人に売却した場合は、譲渡価額のうち資本金等を超える部分の金額は配当金とみなされて、しかも非上場株式の配当金ですから総合課税となり、多額の税金がかかります。しかし、相続、遺贈により非上場株式を取得した個人が、その相続発生から3年10カ月までにその株式を発行人に譲渡した場合は、配当部分の金額も譲渡所得として20%の税率で済みます。

#### ② 小規模宅地の特例

先代の営む事業用の土地、建物を親族である後継者が取得した場合は、その土地の価額から一定割合を減額する特例が受けられます。

#### ③ 非上場株式の納税猶予

非上場会社の事業承継の場合、会社の株式を贈与や相続によって引き継がせるのが普通ですが、会社が利益を出している内部留保がたくさんある場合には、多額の税金がかかります。この場合、後継者が贈与や相続により会社の株式を取得したときに、その株式に係る贈与税や相続税の納税を猶予することができます。そして、後継者の死亡等の納税免除事由が生じた場合には、これが免除されます。

# 本年も 早くお願 い申し上げます



監督を務めているソフトボールチーム。堺のBクラス準優勝で来期のAクラス昇格が決定しました。前回は1年で陥落し、その後、人数が集まらないなどの困難を乗り越えての4年ぶりのAクラス復帰です。強豪がそろうクラスですが、またチームを鍛えて、1年間ソフトボールを楽しみたいと思います。

竹内 克謹



昨年の消費税増税は将来の社会保障の財源確保が理由とか。でも医療費負担、医療保険、介護保険、年金、どれも国民負担増ばかり。このニュースが皆さん方の手元に届く頃、安倍さんが辞任していることを祈っています。

西岡 英利



今年はおリンピックイヤー。日本が目される年ですね。国民をごまかし真実を隠蔽する体制は終わらせ、公明正大な日本を世界にみてもらえるようにしたいですね。申告納税のお手伝いをさせていただきますが、納税者(主権者)を愚弄されてはたまりません。

谷田 久義



30代も後半に差し掛かり、体力の衰えを感じだした今日この頃。入所してすぐに辞めてしまったジム通いを再開しました。妻も巻き込んで一緒に通い始めたので、夫婦円満で健康的な生活を今年も継続できればと思います。

大瀬 貴士



入所から今月でちょうど1年が経過しました。来年は1年間の経験がある分、より一層知識や経験が積めるように自ら気づき、行動していきたいと思っています。また、そろそろスーツのズボンが入らなくなってきたので、来年はジョギングと筋トレを再開できたらと思っています。

松本 倫幸



初めまして昨年の10月から大阪総合会計事務所でお世話になってる門脇知慶と申します。

今はまだ経験も乏しく、当たり前ですが周りの話の内容もいまいち理解できておらず日々あたふたしております。

このあたふたを解消するためにも今年は、税法を含めた仕事に関する様々な知識を深めていきたいと考えています。

最後に今年は成長と飛躍の年になるよう精進してまいります。

門脇 知慶



9月中旬から、総務として勤務しています。実は17年ぶりの出戻り所員です。入社すると産休の所員がいて、新入所員がすぐに入ってきて、と、目まぐるしい毎日です。デイズニーがすきで、海外的パークにも出かけます。早く仕事を覚えて、また遊びに行けたらなと思っています。

築山 宣子

昨年は妊婦のおかげで、初USJを体験しました。インドア人間には大変な1日でしたが楽しかったです。

増田 紗知子



今年の抱負は、やはり健康第一です。体力が落ちないように運動を始めようと考えています。健康で日々の仕事を頑張ります。今年も、心身ともに元気であります。

澤村 まち子



振り返れば慌ただしく1年が過ぎ、結局今年の目標も昨年同様、よく体を動かす、しっかり睡眠を取る、円滑に仕事を進めるに努めてまいりました。まずは睡眠をしっかり取ることから始めたいと思います。

阪口 絵美



現在、育休中です。

岩本 厚子



**冬期休暇のお知らせ**  
12月30日(月)～  
1月3日(金)まで  
冬期休暇とさせていただきます

